

ハレまち通りにおける道路空間の活用条件等

1 活用内容等

- (1) 道路空間の活用場所は運営主体がそれぞれの敷地（店舗）の前面を活用することを基本とし、車道側の空間については、歩行者等の安全確保を大前提とした上で、運営主体が関係機関等と必要な調整を行い、使用の適否について合意が得られた場合に活用できるものとする。
- (2) 歩道上に設置する物件は道路の構造に支障を及ぼさず、かつ、移動可能なものとする。
- (3) 飲食物を提供する場合は、衛生管理に十分注意するとともに、店舗内の厨房で調理、盛り付けしたものを提供するものとする。
- (4) 物品販売を行う場合は、公序良俗に反する物品等の販売は行わないこと。

2 確認及び禁止事項

- (1) 路上禁煙制限区域では、道路上での喫煙はさせないこと。
- (2) 歩行空間に来店客が立ち止まることを前提とした運営形態にならないよう配慮すること。
- (3) 活用場所や活用条件を来店者に周知するとともに、これを遵守させること。
- (4) 著しく景観を阻害するものや通行の支障、騒音の発生するものは設置しないこと。
- (5) 運営主体が入居する建物の他事業者及び隣接する建物の事業者に同意を得ること。
- (6) 実施期間中は道路空間活用支援認定書またはそれに準ずるものを掲示すること。
- (7) 道路管理者や所轄警察署等の指示に従うこと。

3 その他

- (1) 実施に伴い事故が発生した場合は、運営主体の責任において解決すること。
- (2) 道路空間の活用により発生した苦情等については、運営主体の責任をもって問題の解決に努めること。
- (3) 市担当課とは綿密に調整を行い、市の担当者の指示に従うこと。